

令和6年11月11日
地 域 行 政 部
地 域 行 政 課

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例

1 主旨

執務スペースの狭隘化等のため移転する烏山まちづくりセンターについて、条例に定められた位置を変更する必要があるため、世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例を令和6年第4回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

烏山まちづくりセンターの位置を、「東京都世田谷区南烏山六丁目2番19号」から「東京都世田谷区南烏山六丁目4番26号」に変更する。

3 新旧対照表

裏面のとおり

4 施行予定日

令和7年2月を予定し、規則で定める日から条例を施行する。

世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○世田谷区出張所設置条例 昭和40年 3 月25日条例第 2 号 別表第 2 （第 2 条関係）			○世田谷区出張所設置条例 昭和40年 3 月25日条例第 2 号 別表第 2 （第 2 条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
【省略】			【省略】		
世田谷区上祖師谷まちづくりセンター	東京都世田谷区上祖師谷二丁目 7 番 6 号	上祖師谷一丁目 上祖師谷二丁目 上祖師谷三丁目 上祖師谷四丁目 上祖師谷五丁目 上祖師谷六丁目 上祖師谷七丁目 粕谷一丁目 粕谷二丁目 粕谷三丁目 粕谷四丁目	世田谷区上祖師谷まちづくりセンター	東京都世田谷区上祖師谷二丁目 7 番 6 号	上祖師谷一丁目 上祖師谷二丁目 上祖師谷三丁目 上祖師谷四丁目 上祖師谷五丁目 上祖師谷六丁目 上祖師谷七丁目 粕谷一丁目 粕谷二丁目 粕谷三丁目 粕谷四丁目
世田谷区烏山まちづくりセンター	<u>東京都世田谷区南烏山六丁目 4 番26号</u>	給田一丁目 給田二丁目 給田三丁目 給田四丁目 給田五丁目 南烏山一丁目 南烏山二丁目 南烏山三丁目 南烏山四丁目 南烏山五丁目 南烏山六丁目 北烏山一丁目 北烏山二丁目 北烏山三丁目 北烏山四丁目 北烏山五丁目 北烏山六丁目 北烏山七丁目 北烏山八丁目 北烏山九丁目	世田谷区烏山まちづくりセンター	<u>東京都世田谷区南烏山六丁目 2 番19号</u>	給田一丁目 給田二丁目 給田三丁目 給田四丁目 給田五丁目 南烏山一丁目 南烏山二丁目 南烏山三丁目 南烏山四丁目 南烏山五丁目 南烏山六丁目 北烏山一丁目 北烏山二丁目 北烏山三丁目 北烏山四丁目 北烏山五丁目 北烏山六丁目 北烏山七丁目 北烏山八丁目 北烏山九丁目
<u>附 則</u> <u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u>					